

いけだっこサポーターズ 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「いけだっこサポーターズ」と称する。

(目的)

第2条 本会は、池田小学校に通うすべての児童の健全な成長と福祉の充実を図ることを目的とし、学校・家庭・地域と協力して教育環境の向上に努める。

(所在地)

第3条 本会の所在地は池田小学校内とし、住所は次のとおりとする。
〒352-0011
埼玉県新座市池田4丁目8番49号 池田小学校内

(運営方針)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の方針に基づき運営する。

- 池田小学校児童の教育環境をよりよくするために協力し、行動する。
- 教師と保護者間の話し合いを持ち、相互理解を深める。
- 特定の思想や営利目的に左右されず、中立かつ公益的な立場で活動を推進する。
- 教育を本旨とする自主的・民主的な団体として運営する。

第2章 対象者

(対象者)

第5条 本会の対象者は、池田小学校に在籍する児童の保護者全員および本校に勤務する教職員全員とする。

(対象者資格)

第6条 対象者資格は、児童の入学または転入の月から卒業または転出の月までとする。教職員は、勤務に従事している期間中とする。

第3章 活動

（活動方針）

第7条 本会の活動は、すべて自由意思に基づく参加とし、誰もが安心して参加できるものとする。

（活動内容）

第8条 活動内容は、役員が教職員と協議の上決定し、必要に応じてボランティアを募集する。学校からの要請がある活動については、可能な限り協力して実施することを基本とし、参加状況に応じて柔軟に対応する。

第4章 会計

（財源）

第9条 本会の活動に要する経費は、資源回収による収益金をもって充て、対象者からの徴収はしない。不足が生じた場合など、臨時に必要なときは、任意の寄付を募ることができる。

（財源の使途）

第10条 池田小学校に通うすべての児童が、等しく恩恵を受けられる活動に充てる。

（会計年度）

第11条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度末から翌年度4月中に対象者へ報告する。

（監査の設置）

第12条 会計監査は最低2名を置き、教職員（教頭先生）と保護者で構成される。役員は監査を兼ねることはできない。

（監査の内容）

第13条 会計監査は、当該年度の会計を監査する。

（監査の選出）

第14条 監査は対象者から募集し、前年度の12月末までに選出する。

(監査の完了)

第15条 監査報告書が作成された時点で、当該年度の監査は完了する。

第5章 役員

(役員構成)

第16条 本会に次の役員を置く。

- 会長
- 副会長
- 会計(2名以上)

(役員数)

第17条 役員は2名以上とし、上限は定めない。役職の兼務は可能とする。ただし、会計は2名以上で担うものとする。

(役員選出)

第18条 役員は毎年度、立候補により前年度の12月末までに対象者の中から選出する。立候補は自由意思に基づくものとする。

立候補者が不足する場合は、立候補を呼びかけるなど、対象者の意思を尊重しつつ選出に努める。

(選出の完了)

第19条 前条に定める手続が行われた時点で、当該年度の役員選出は完了する。

(任期)

第20条 役員の任期は1年(当該年度の会計報告が完了するまで)とし、再任を妨げない。
なお、次期役員が選出できなかった場合は、第21条および第22条に定める解散の決議および事務手続きを当該年度役員が責任をもって遂行し、その手続が完了した時点で任期を終了する。

(解散)

第21条 役員が選出できなかった場合は、本会を解散する。
解散に際しては財源の処理方法を定め、解散に伴う影響を対象者へ十分に周知した上で、総会の決議をもって行う。議決要件は第28条に定める通りとし、否決された場合は、状況に応じて適切な方法で再度協議する。

(解散手続き)

第22条 解散が決定した際は、関係各所（地域の方々を含む）への周知を適切に行い、財源および通帳の処理を含む解散に伴う事務手続きを完了させ、その結果を対象者へ報告する。

第6章 総会

（総会の構成）

第23条 総会は本会の最高意思決定機関とする。総会は全対象者で構成され、すべての対象者が等しく議決権を有する。

（開催）

第24条 会長は、必要に応じて総会を開催することができる。

（議事案の公開・説明）

第25条 総会を開催する場合は、事前に議事案を公開し、内容が正しく伝わるよう努める。すべての対象者が理解し安心して参加できるよう、十分な告知と説明の機会を設ける。

（成立要件）

第26条 総会は、第25条に定める手続きが完了したときに成立する。

（投票の方法）

第27条 投票は、対象者が意思表示を明確に行える方法により実施する。投票の方法は、書面、電子的手段その他これに準ずる方法を用いることができる。

（議決要件）

第28条 有効投票総数の3分の2以上の賛成をもって決議する。

（有効投票）

第29条 有効投票とは、議案に対する投票者の意思が明確に示されている投票をいう。投票の形式（書面・電子等）を問わず、次の各号のいずれかに該当するものは無効とする。

- 1 賛否その他の選択肢が特定できないもの
- 2 複数の選択肢が示されているもの
- 3 白票その他、意思表示が確認できないもの
- 4 投票時に示された指示に従っていないもの

（決議の報告・完了）

第30条 総会の決議結果は、対象者に速やかに報告するものとする。報告が行われた時点で、当該総会の手続きは完了する。

第7章 附則

（個人情報の取り扱い）

第31条 個人情報の取り扱いについては、別に定める「いけだっこサポーターズ 個人情報保護規程」による。

（施行）

第32条 本会則は、令和8年5月19日より施行する。
